

愛媛県土木部の不動産鑑定評価等業務にかかる最低制限価格 制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県土木部が所掌する公共事業に必要な土地の取得等のために土地価格の鑑定評価及び不動産等に関する調査（以下「鑑定評価等」という。）を発注する場合の競争入札における低価格の入札に関し、鑑定評価等業務の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、競争入札により落札者を決定する鑑定評価等業務とする。

(最低制限価格の算定)

第3条 前条に規定する鑑定評価業務の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 業務を発注する地方機関の長は、規則第134条第2項の規定に基づき、前項の規定により算定した最低制限価格を、書面に記載するものとする。

(最低制限価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札価格が最低制限価格に108分の100を乗じて得た額を下回る場合は、発注地方機関の長は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(落札者決定の通知)

第6条 発注地方機関の長は、前条の規定により落札者が決定したときは、直ちに口頭又は書面若しくは電磁的記録により全ての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 発注地方機関の長は、規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、指名通知等において周知を図るものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札を行う鑑定評価等業務について適用する。

附 則

1 令和元年6月13日から令和元年9月30日までに契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う案件で、予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表及び欄外の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。

2 この取扱いについては、令和元年9月30日までとする。

別表 最低制限価格の算定方法

区 分	計 算 式	備 考
鑑定評価等業務	$(\text{人件費} + \text{旅費交通費} + \text{諸経費} \times 0.3) \times 1.08$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じた額を下回る場合にあつては、予定価格に8/10を乗じた額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に9/10を乗じた額を、最低制限価格とする。

(注) 各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に、1.08を乗じた額(円未満切捨て)とする。